

【新設】(経済的な性質が利子に準ずるもの)

66の5の2-5 措置法令第39条の13の2第2項に規定する「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得した場合において、損金の額に算入される調整差額（基本通達2-1-34の調整差額で損金の額に算入される金額をいう。）が含まれることに留意する。

また、同条第22項に規定する「経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合において、益金の額に算入される調整差額（同通達の調整差額で益金の額に算入される金額をいう。）が含まれることに留意する。

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「経済的な性質が利子に準ずるもの」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-10）と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 本制度の対象となる支払利子等には、法人が支払う負債の利子のほか、これに準ずるものが含まれることとされ（措法66の5の2②二）、この支払う負債の利子に準ずるものとして、①手形の割引料、②リース取引（法64の2③）によるリース資産（法64の2①）の引渡しを受けたことにより支払うべき対価の額（1,000万円未満のものを除く。）に含まれる利息に相当する金額、③法人税法施行令第136条の2第1項に規定する満たない部分の金額のほか、④経済的な性質が支払う利子に準ずるものが定められている（措令39の13の2②）。
- 3 本通達の前段では、上記2④の「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に含まれるものの具体例として、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得した場合において損金の額に算入される調整差額（法人税基本通達2-1-34の調整差額で損金の額に算入される金額をいう。）を例示している。これは、同通達では、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得した場合において、その債権金額とその取得に要した価額との差額相当額（実質的な贈与と認められる部分の金額を除く。以下「取得差額」という。）の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときは、原則として、その金銭債権に係る支払期日までの期間の経過に応じ、利息法又は定額法に基づきその取得差額の範囲内において金利の調整により生じた部分の金額（以下「調整差額」という。）を損金の額に算入することを明らかにしているところであるが、その調整差額は、その経済的な実質に鑑みて、上記「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に含まれることを留意的に明らかにしている。
- 4 また、上記3と同様の観点から、対象支払利子等合計額（措法66の5の2①）から控除される控除対象受取利子等合計額（措法66の5の2②六）に含まれることとなる「経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの」については、金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合における同通達により益金の額に算入される調整差額が含まれることを、本通達の後段において留意的に明らかにしている。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 89 の 2 - 5）を定めている。